

## - 受給までの流れ -

### ①心の健康づくり計画の作成に係る助言・支援

訪問したメンタルヘルス対策相談員からの助言・支援  
(事業場訪問3回まで)を受講

### ②心の健康づくり計画の作成

心の健康づくり計画を作成する

### ③心の健康づくり計画の周知

従業員に心の健康づくり計画を周知する

### ④心の健康づくり計画の実施

心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する

### ⑤メンタルヘルス対策促進員による確認

メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受ける

### ⑥心の健康づくり計画助成金支給申請

必要な書類を揃えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う

### ⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金の受給

## - 対象となる事業所 -

- 労働保険の適用事業場であること
- 登記上の本店又は本社機能を有する事業場であること。  
(個人事業主については、開業届の写しが必要)
- 訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、平成29年度以降、新たに「心の健康づくり計画」を作成していること。
- 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- 「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- メンタルヘルス対策促進員から、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受けていること。

## - 助成対象 -

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に、申請に基づき助成されます。



## - 助成金額 -

1企業又は1個人事業主当たり、一律100,000円。ただし、1企業又は1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。



お申込み・お問い合わせは、下記にFAXしてください！

無料相談  
お申込フォーム

**FAX : 0586-85-8692**

貴社名		TEL	- -
住所	〒 -		
氏名	役職 ( )	メールアドレス	